

原 安 第 2 4 7 号 の 5
令和 3 年 (2021 年) 6 月 7 日

玄海原発反対! からつ事務所 代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

要請・質問に対する回答について

2021 年 3 月 11 日付けで提出のあった要請・質問については、別紙のとおり回答します。

2021年3月11日付け要請・質問への回答

要請 1.

大阪地裁大飯原発判決について原子力安全専門部会の意見を聴取すること。

(答)

- 大飯発電所に関する大阪地裁の判決については、12月17日、国が、大阪地方裁判所の判断に受け入れがたい点があるとして控訴しています。
- 県としては、今回の判決は司法判断の1つと受け止めていますが、現在、玄海原子力発電所において同様の裁判が係争中であることから、国の控訴審も含めその動向を注視しています。
- 県としては、判決要旨や原子力規制委員会の資料（基準地震動の策定に係る審査の基本的考え方等）などから、情報収集を行っているところです。

【参考】

原子力規制委員会資料（令和2年12月16日）「基準地震動の策定に係る審査について」

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/kisei/010000602.html>

- 現時点において、県から原子力安全専門部会に対して大阪地方裁判所の判決内容の説明を求めることは考えていません。

要請 2.

垂れ流し放射能の安全性について原子力安全専門部会の意見を聴取すること。

(答)

- 県では、玄海原子力発電所が運転を開始する前から発電所周辺の環境放射能調査を実施しています。
- この環境放射能調査は、佐賀大学等の専門学識者により構成される「佐賀県環境放射能技術会議」の指導及び助言を受け実施しており、現在まで玄海原子力発電所に起因する放射線の異常は確認されていません。

要請 3.

原子力環境安全連絡協議会は「安全神話連絡会議」であって協議会として機能していない。協議事項を公募し傍聴者・報道からの質疑を受け入れること。

(答)

- 県としては、原子力発電所に関する様々な方からの御意見について、「聞かない」ということはなく、意見を述べたいと具体的な申出があった場合は、随時お伺いすることとしています。

- なお、原子力環境安全連絡協議会については、県、玄海町及び九州電力で締結した安全協定に基づき、「玄海原子力発電所の周辺地域における環境放射能等の実態を把握するとともに、原子力に関する知識の普及を図ること」を目的として設置し、年2回、定例会を開催しているものです。

要請 4.

知事および専門家と県民の面談・意見交換の場を定期的に設けること。

(答)

- 今後も、面談等の申出があった場合は、個別に検討します。

質問 5.

玄海原発の耐震性が一般住宅建設基準の半分以下で問題はないのか。

(答)

- 玄海原子力発電所3、4号機については、新規制基準に基づき九州電力が策定した基準地震動の妥当性を原子力規制委員会が確認し、その基準地震動に対して適切な耐震設計がなされているとして、適合性審査に合格し再稼働が行われていると認識しています。

- また、玄海原子力発電所に限らず、全ての原子力施設の安全上重要な施設については、建築基準法で一般建築物に要求されている静的地震力に対して3倍の地震力を用いるなど、一般建築物への要求を大幅に超える厳しい条件で耐震設計をすることが求められています。

質問6.

リラッキング、乾式貯蔵による使用済み核燃料の無制限の貯蔵増の歯止め策を設けているのか。

(答)

- 玄海原子力発電所の使用済み燃料プール等で貯蔵できる使用済み燃料の量については、原子力規制委員会の許可を受けており、許可された量よりも多くの使用済み燃料を貯蔵することはできません。

質問7.

六ヶ所処理場への確実な搬出をどう担保しているのか。

(答)

- 使用済み燃料については、一定期間冷却した後、再処理工場へ搬出し再処理することが国の基本方針とされており、九州電力も、原子炉設置許可申請書において「使用済み燃料は、(中略)、原子炉等規制法に基づく指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うことを原則とする。」とし、原子力規制委員会の許可を受けています。
- なお、九州電力は、令和元年9月県議会の有明・玄海原子力安全対策等特別委員会の参考人質疑において、「この基本方針に従って、使用済み燃料を一定期間冷却した後、再処理工場へ搬出する方針である」と明言されています。

質問8.

プルトニウム削減目的のためのプルサーマル発電は百害あって一利なし即刻廃止すべきではないか。

(答)

- 国のエネルギー基本計画では「我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針としている。」とされています。
- 核燃料サイクルについては、この基本方針に基づき国が責任を持って進めていくべきものであると考えています。

質問9.

原発を中心に住民の疾病頻度の分析を早急に実施すべきではないか。

(答)

- 県では、人口動態調査により死亡原因などに関する実態を把握するとともに、がん登録事業により各種がんの罹患状況等の情報を収集しています。
- 仮に、何らか健康への影響があれば、これらの情報を合わせることで、それを把握する体制は整っていると認識しています。
- なお、県では、玄海原子力発電所からの放射性物質の放出等に伴う周辺環境への影響調査を行っていますが、現在までに、玄海原子力発電所に起因すると考えられる放射線及び放射能の異常は認められていません。

質問10.

原発の安全性説明を企業任せにしているが、内容を把握しているのか。

(答)

- 玄海原子力発電所3、4号機については、原子力規制委員会により新規制基準に基づく審査が行われた結果、運転に求められるレベルの安全性が確認され、運転が行われているものと考えています。
- 県としては、九州電力から安全対策に係る説明を受けるとともに、国へも審査内容を確認するなど、安全対策の内容を確認しています。
- その際、必要に応じて原子力安全専門部会を開催し、専門家から助言を受けています。

質問11.

避難計画は明日の原発事故の住民被曝を防げない。実効性ある計画策定まで原発を停止すべきではないか。

(答)

- 現行の地域防災計画における避難の考え方は、福島における原子力災害の教訓や国際原子力機関の考え方を踏まえ、住民への放射線の影響を最小限に抑えるために定められた国の原子力災害対策指針を踏まえたものとなっています。

- 万が一、原子力事故が発生した場合には、この避難方法により、地域住民の皆さんの被ばくリスクを最も少なくしながら避難していただけるものと考えています。

質問12.

避難計画は県民の誰が、どの組織が有効・実施可であると認めているのか。

(答)

- 避難計画については、30 km圏内に所在する市町が作成し、それぞれの住民に対して周知することとなっており、ホームページや広報誌への掲載、公民館への掲示、訓練への参加を呼び掛けるなどして周知されているところです。

- 避難計画の整備に「終わり」や「完璧」、「絶対」はなく、訓練による検証を行うなど、常に内容を見直して実効性を高めていくことが重要と考えています。

- 今後も考えられる様々な事態を想定した訓練を行うことにより、防災関係者や住民の対応力の向上を図るとともに、訓練による検証を通じて、より実効性のある避難計画となるよう、不断の改善に取り組んでまいります。

質問13.

補償、治療、被曝証明などすべてに実効性がないのではないか。

(答)

- 原子力発電所については、国内の関係法令に基づき、原子力規制委員会による厳格な規制、監督の下、運転が認められるものであり、また、万が一の事故の際にも、原子力災害特別措置法等関係法令に基づき、国が責任を持って適切に対処されるものと認識しています。